住宅版エコポイント制度

エコリフォームまたはエコ住宅の新築で エコポイントが発行されます。

※平成21年度第2次補正予算が国会で成立することを条件として、以下の制度概要をお知らせします。

対象となる工事

1 エコリフォーム

<u>平成22年1月1日~12月31日に工事着手</u> したもの

(平成21年度第2次<u>補正予算の成立日以降に</u> 工事が完了したものに限る)

※工事着手とは、ポイント対象工事を含む リフォーム工事全体の着手をいいます。

<工事内容>

次の①又は②の改修工事

- ①窓の断熱改修
- ②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修
- ※これらに併せて、バリアフリーリフォーム(手すりの設置、屋内の段差解消、通路又は出入口の幅の拡張)を行う場合は、その分のポイントが加算されます。

2 エコ住宅の新築

平成21年12月8日~平成22年12月31日に 建築着工したもの

(平成21年度第2次<u>補正予算の成立日以降に</u> 工事が完了し、引き渡されたものに限る)

※建築着工とは、根切り工事又は基礎杭打ち工事 の着手をいいます。

<工事内容>

次の①又は②に該当する新築住宅

- ①省エネ法のトップランナー基準(住宅事業建築主の判断の基準)相当の住宅
- ②省エネ基準(平成11年基準)を満たす 木造住宅
- ※ポイントの申請には、基準を満たすことを証明するための登録住宅性能評価機関等の第三者評価が必要です。
- ※エコポイントの申請期限については、今後公表する予定です。
- ※エコリフォームとエコ住宅の新築では、対象となる期間が異なりますので、ご注意ください。

ポイントの申請方法

- ・エコポイントの申請は、対象工事完了後、事務局※の窓口(都道府県毎に設置予定)における申請、または、事務局宛に書類の郵送することにより行います。
- ・申請者は、原則として住宅所有者です。個人、法人を問いません。
- •申請時に必要な提出書類は、ホームページ(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/)をご覧ください。
- ※事務局は、今後公募により決定します。

ポイント交換対象商品

交換対象商品として、家電エコポイントと同様に、商品券、プリペイドカード、省エネ等に優れた商品や環境寄附などが対象となる予定です。ただし、発行されるポイント数も大きくなることから、交換対象を多様化する方向で検討しています。

住宅版エコポイントQ&A

- エコポイント発行の対象となる住宅の所有形態や建て方形式の制限はありますか?
- A 持ち家、賃貸住宅、戸建て住宅、共同住宅等の区分に関係なく、エコ住宅の新築又はエコリフォームの実施によりエコポイント発行の対象となります。
- Q エコ住宅の新築で、エコポイントを申請する時に必要となる第三者の評価とはなんですか?
- その住宅がエコポイント発行の対象であること(表面の「対象となる工事」参照)を証明するための 第三者の評価には、登録住宅性能評価機関が発行する「エコポイント対象住宅証明書」の ほか、住宅性能表示制度など既存の制度を活用することもできます。詳しくは、下記問い合 わせ先のホームページをご覧ください。
- Q エコポイントはどの程度発行されますか?
- 詳細は、今後決まる予定です。決まり次第、順次お知らせします。 目安としては、エコリフォームで標準的な戸建て住宅に内窓(10窓)を設置する場合は15万 前後のポイント、エコ住宅の新築で標準的な戸建て住宅を新築する場合は1戸当たり30万

程度のポイントとなる予定です。

- Q 住宅版エコポイントの申請はいつからできますか?
- A 平成21年度第2次補正予算の成立後、事務局の選定等の所定の手続きを経た後、住宅版 エコポイントの申請受付を開始することとしていますが、詳細は、今後決まる予定です。
- A それぞれ対象となる条件を満たしていれば、エコポイント発行住宅も、税制特例や融資の優遇を受けることができます。
- Q 他に国からの補助を受けている住宅もエコポイントの申請をすることはできますか?
- 重複しての申請をすることはできません。ただし、高効率給湯器や太陽光発電設備等に対 A する補助のようにポイント発生の対象となっていないものへの補助は重複しての申請ができ るものもあります。

住宅版エコポイントについての相談窓口

年末、土日、祝日も受付しています。

(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター 03-3261-9358

10:00~12:00 13:00~17:00 (平成22年1月1日~3日を除く)

お問い合わせ先 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/

今後、詳しい制度内容が決まり次第、上記ホームページ等でお知らせしていきます。

国土交通省 住宅局 住宅生産課 TEL(代) 03-5253-8111

経済産業省 製造産業局 住宅産業窯業建材課 TEL(代) 03-3501-1511

環境省 総合環境政策局 環境経済課 TEL(代) 03-3581-3351